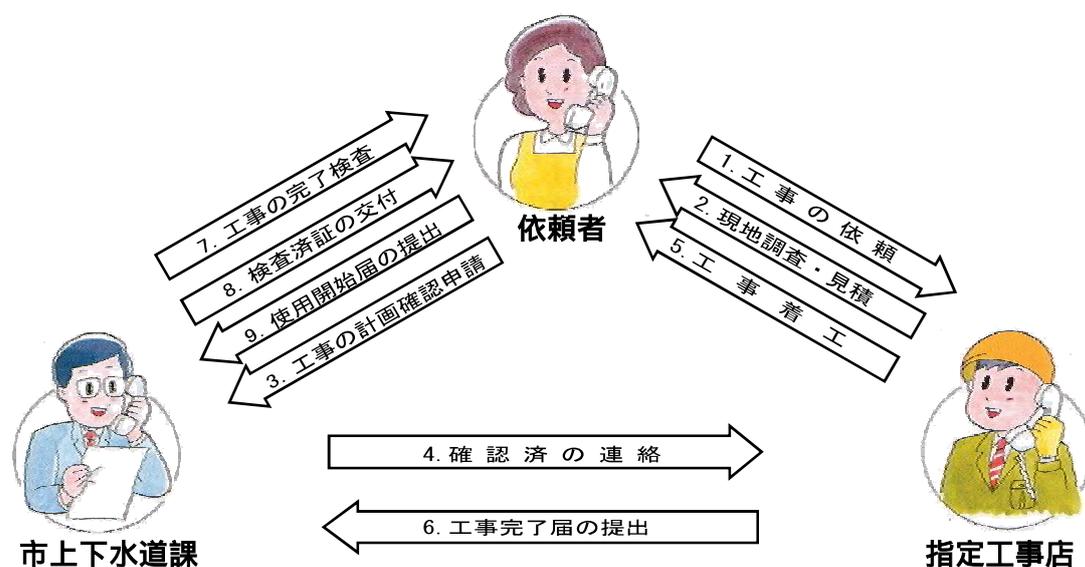


# 排水設備工事の申込みから完成まで



1. **工事の依頼** . . . . . 「津久見市公共下水道排水設備指定工事店」でなければ、工事できないことになっています。
2. **現地の調査・見積り** . . . . . 指定工事店が現地調査、設計、見積りをしますから便器の種類、施工方法、費用、支払条件などについて十分に打ち合わせを行い、工事契約をします。
3. **工事の計画確認申請** . . . . . 「排水設備計画確認申請書」は本人が作成し、申請者本人が市に提出します。
4. **確認済みの連絡** . . . . . 市では、申請者をもとに施工方法、費用など基準にあい、適正かどうかを審査して工事の許可をします。工事の着工は、確認を受けた後でないといけません。
5. **工事着工** . . . . . 「指定工事店」は責任をもって施工します。工事に必要な日数は、2～3日ぐらいです。
6. **工事完了届の提出** . . . . . 「指定工事店」は工事完了5日以内に「工事完了届」を市に提出します。
7. **工事の完了検査** . . . . . 計画どおりに工事が行われたかどうかを調べるために完了検査をします。
8. **検査済証の交付** . . . . . 検査に合格すると 検査済証 を交付します。玄関などの見やすい場所に貼ってください。
9. **使用開始届の提出** . . . . . 申請者は、【下水道使用開始届】を市に提出し、いよいよ使用することができるようになります。

